平成31年2月26日 規 則 第 2 号

(目的)

第1条 この規則は、人間文化研究機構国立歴史民俗博物館及び国立民族学博物館観覧規程第6条 第2項及び第13条の規定に基づき、国立民族学博物館における観覧料について、必要な事項を定 めるものとする。

(観覧料)

- 第2条 特別展の観覧料は、別表に定めるとおりとする。
- 2 他と共同主催及び共同事業等をもって開催する展覧会で観覧料がこれによりがたいときは、館 長が別に定める。

附則

この規則は、令和元年6月6日から施行する。

附 則(令和元年5月28日)

この規則は、令和元年6月6日から施行する。

## 別表

区分		観覧料		
		一般	大学生	小・中学生 高校生
特別展	個人	880円	450円	無料
	団体	600円	250円	

## 備考

- 1. 観覧料には、消費税額及び地方消費税額を含む。
- 2. 特別展の観覧料を納めた者は、常設展も観覧することができる。
- 3.「大学生」とは、学校教育法に定める大学、専修学校(専門課程又は一般課程)、各種学校の学生、生徒をいい、観覧券を購入するときに身分証明書等を提示するものとする。
- 4.「高校生」とは、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)の学生、生徒をいい、観覧するときには身分証明書等を提示するものとする。
- 5.「小・中学生」とは、学校教育法に定める学齢児童、学齢生徒をいい、学齢生徒が観覧するときには 身分証明書等を提示するものとする。
- 6. 団体とは、20人以上が同時に観覧することをいい、個人とは団体以外の観覧をいう。
- 7. 観覧券の払戻しは、いかなる理由があっても行わない。